

住宅政策の転換と「住む」ことの意味

桑子 敏雄

はじめに

「住む」ということと風土との関係を考えるに当たって、日本の住宅政策の転換について述べることから始めたいと思う。なぜなら、21世紀に入り、「住む」人の数の減少、すなわち人口の減少と人口構造の変化が日本人の「住む」ことの意味を大きく変えるものと考えられるからである。たしかに、世界の人口は増加の一途をたどっているが、この増加は発展途上国の人口増によるものであり、先進諸国の人口は減少の傾向にある。日本の場合には、2006年に、人口の減少がはじまったことが確認されたと報じられている。

「住む」ことをめぐる社会環境の変化を全体として論じるために、国土交通省住宅局の住宅政策について紹介し、その問題点を指摘したい。すなわち、「住む」ということを人間の行為として考察し、住宅というモノの問題として論じられてきたこれまでの住宅政策の限界について述べる。そのあとで、「住む」という行為が人間にとってもつ意味について考察し、その上で、「住むこと」と制度との関係について論じてみようと思う。

1. 国土交通省住宅局における住宅政策の転換

国土交通省住宅局は、平成16年12月に「住宅政策改革要綱 ～住宅政策の集中改革の道筋～」を公表し、21世紀における日本の住宅政策の改革の方向を示すとともに、住宅基本法の策定に向けて準備を開始した。この「要綱」は、それに先だって平成15年9月に提出された、社会資本整備審議会住宅宅地分科会による「新たな住宅政策のあり方について（建議）」等を踏まえたものである。「要綱」は、「はじめに」において、「我が国の住宅政策は、住宅事情と社会経済情勢の大きな変化の中で、今まさに待ったなしの転換期を迎えており、本要綱の策定をもって、国民各層における住まいや住居のあり方に関する議論の活発化を期待するものである」と述べている。

改革の基本的な考え方として、「改革に当たっては、住宅政策の基本理念を確立し、これに基づいた効果的で整合的な施策の推進が求められる」とし、つぎのように整理される基本理念と目標についてさらに検討を重ね、新たな時代にふさわしいものを確立すること

を目指すとしている。

提案されている住宅政策の基本理念と目標を提案するうえで踏まえるべき論点として、「要綱」はつぎのように述べている。「住宅とは、個人にとっての健康や生活の基盤であるとともに、家族を育むかけがえのない生活空間である。一方で、地域のコミュニティ活動を支え、地域の環境・安全・文化等の重要な要素でもある」とし、そこから

- ①国民がそれぞれの価値観に基づき、自らの努力に応じ、良質な住宅を取得あるいは利用できるような環境を整えること
- ②地域の資産としての安全性の確保や美しい街並みなど良好な居住環境を形成すること

の2点を通じて、「国民の豊かな住生活を実現することが、住宅政策を進めるに当たっての基本理念と位置づけ得る」としている。

こうした理念の下、より具体的には、

- 1 国民が多様な選択肢の中から、安心して、無理のない負担で、ニーズに合った住宅の選択を行うことができる住宅市場の条件整備
- 2 耐久性等に優れた良質な住宅が共有され、適切に管理され、円滑に流通する循環型住宅市場の環境整備
- 3 自力では住宅を確保することが困難な者への的確な支援
- 4 社会的課題に対応した住宅ストックの質及び居住環境の向上

を目標として住宅政策を推進するとしている。

住宅局は、以上のような認識を踏まえ、住宅基本法の策定を進めている。ここに示された住宅政策が今後の施策の中心となるものと考えてよいであろう。

わたしは、こうした認識に対して、平成17年2月24日に意見を求められた。わたしが提案したのは、以下の4点である。

(1)「住宅政策」の方向が「住宅」という名詞で考えられており、「住む」「住まう」「暮らす」「生活する」という動詞で考えられていない。これからの住宅政策のポイントは、国民一人ひとり、家族、地域が自己実現・自己表現する場としての「住まう空間」を考えることである。住宅は、住まう空間としての個人、家族、地域の自己実現、自己表現の場である。そこで、住宅整備とは、一人ひとりが住む、暮らす、生活するという自己表現をサポートするためのインフラ整備であるということになる。いままでの政策は、モノとしての住宅ベースで考えてきたが、これからは、人間の行為（「…すること」）という意味で、「コト」をベースに考えなければならないと思われる。つまり、「住む」ことを文字通り動詞で考えると、

どういうことが課題になるのかと問う必要があるということである。

(2) 衣食住の文化に対するまなざしが不足している。

食や着物に対する文化的意識（「和」への意識）が高まっているなか、日本の「住」への文化的意識がみられない。「衣食住」とセットで語られるなかで、「住」に対する意識がもっとも遅れている。日本の住空間の問題は、日本的空間の特性に依存する。どのような住環境がふさわしいかは、日本の空間構造や風土との関係をどう理解するかという点と不可分である。

(3) 教育と住宅との関係をもっと強調すべきである。

少子化の進行するなか、こどもの教育が国家の大きな課題である。ソフト・ハードの意味での学校とともに、ソフト・ハードの意味での「家」のことがもっと注目されるべきである。家の構造や地域の構造は、こどもたちをどう「育てるか」という課題から切り離せない。この意味で、教育と住宅政策の関係をもっと論じる必要がある。これは「住宅」すなわち「家」が「家庭」や「家族」とどのような関係にあるかを論じることでもある。伝統的な地域社会とともにあった家族関係が変容するなか、三世代のみならず、親子関係にもさまざまな危機が訪れている。こうした関係は、家という空間のなかで発生しているものであり、家の構造と家族の関係とは切り離せない。しつけや教育と住宅の構造を切り離すことはできない。

(4) 住民参加と合意形成

住むのは住宅である。その住宅は地域のうちにある。同一地域のなかで異質な建造物が建設され、紛争を引き起こしているのがマンション問題である。そこで、マンション建設をめぐる地域紛争や建て替えをめぐる住民どうしの合意形成が重要な課題となっている。このような状況にあって、住宅局がどのような姿勢でこの問題に取り組もうとしているのか、明確でない。あるいは、ニュータウンとオールドタウンの交流、都市と農村との交流の問題なども住宅政策にとって重要な課題である。

(5) 個人住宅のもつ「わたくし性」と「公共性」

公共性の問題は、さまざまな公共事業の課題とともに、もっともプライバシーに関わるように思われる住宅の問題とも深く関わっている。公共的な空間の問題は、空間の相貌の問題、すなわち景観の問題とも密接に関係している。景観法の施行によって個人の住宅が公共的空間のあり方と深く関わるようになってきている。この問題の切り分けをどれほどきちんとできているかが住宅政策の課題となる。

その後、国土交通省は、2006年6月に「住生活基本法」を制定した。この法律は、従来の「住宅建設計画法」に代わるものであり、新しい時代にふさわしい住宅政策を促進するための法律とされている。その目的は、「この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画

その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」というものである。法律の名称も住宅の量的確保から「住生活」へと視点を移すとともに、居住環境へも視野を広げている。第四条と第十二条は以下のようになっている。

(良好な居住環境の形成)

第四条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われなければならない。

(地域における居住環境の維持及び向上)

第十二条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

「住宅政策」が「住生活政策」へと歩みをはじめたこと、さらに、居住はその環境をも含むこととしたこと、さらに、そこに景観をも含むとした点は評価できることであろう。「住む」ことは、「住宅のなかにいること」をそのごく一部に含んでいるにすぎない。わたしたちは、「住む」という行為そのものを問わなければならない。

2. 「住む」は行為であるか

「住む」とはどういうことだろうか。21世紀において住むということは何を意味しているのだろうか。住むということは、そもそも行為なのだろうか。行為だとすれば、どのような行為なのか。

「住む」というのは、動詞である。この動詞は他動詞ではなく、自動詞である。住むということが行為だとしても、「…を住む」というわけではない。住むことによって住まわれるものは、住まいであり、街であり、地域であり、国であり、地球である。住むことによって、それらの空間は、「住まわれる」ことになる。ここで、明らかなのは、「住む」とは、かりに行為だとしても、ひとつの関係だということである。

アリストテレスは、モノとコトの分類体系の構築を試みたが、そのなかで行為という項目に当たるのは、能動と受動という分類である。では、「住む」というのは、能動なのだろうか。それとも受動なのだろうか。住む空間を選択することによって住むことが実現し

たとするならば、それは能動ということになるだろうが、両親によって住まわされたということであるならば、受動であるということもできる。高齢化によって介護施設にみずから住まうということになるならば、能動というよりも、やむをえずそうするということになるから、それは受動というべきかもしれない。行為を受動ということは難しいが、住むということのなかには、なんらかの受動的な要素も含まれているように思われる。

能動的行為とならなで受動的行為というものがあると理解できるならば、「住む」という行為のうちには、能動性と受動性が含まれているといってもよいであろう。さらに、「住む」とは、どこかに住むのであるから、場所のカテゴリーとも関係し、また、空間との関係ということで、関係のカテゴリーとも関わっているといってもよい。また、人間が一定の期間人生を送るということであるから、時間のカテゴリーとも関係するともいうことができる。

「住む」という行為は、時空的で関係的な行為ということになるであろう。すなわち、住むというのは、住むものと住まわれるものとの関係である。住まわれるものは一定の空間であるが、同時に住むものも身体をもつものとして空間的な存在である。住むものと住まわれるものは、ともに空間的な存在として関係的なものである。

人間は、いつの時点かに生まれて、いつの時点かで死ぬ。人生のうちにあつて、身を置くところ、そこが住まいである。すなわち、時間的存在である人間がこの空間のなかに存在するかぎりにおいて、身を置くということが住むということである。

わたしは、空間のなかでの時間的存在のあり方を示すものとして、「空間の履歴」ということばを用いてきた。空間のなかに生まれたとき、その空間の履歴として、誕生者の履歴が始まり、その死をもってそのひとの履歴が終了する。空間もまた誕生地から死没地へとそのひとの軌跡をもつ。そのような意味で、空間も履歴をもつ。空間の履歴とひとの履歴を切り離すことはできない。ひとが履歴を積むのは、そのひとが空間的な存在だからであり、また、時間的存在だからである。人間という時空的存在のあり方として「住む」ということがある。

さらに、住むというのは、同じ空間にとどまるということの意味するので、関係的な行為であるが、同時に一定の情態を意味しているということもできる。「住む」とは「住んでいる」ということであり、ある特定の期間、特定の場所に対して、一定の恒常的關係をもつことだからである。こうして、「住む」というのは、時空的で関係的、恒常的行為であるということができる。

「住む」という行為が恒常的な情態を意味するといっても、永続的な恒常性ではないということも注意しなければならない。「移住」や「住み替え」「引っ越し」といった行為は、「住む」ことのうちに含まれる変化を意味している。あるいは、一時的に「住む」ことを離れる場合もある。また、旅は、一定の場所から離れることを意味している。しかし、この行為によって「住む」ことが変化するわけではない。旅をすることは、移住することや住み

替えること、引っ越しすることではない。旅には、「住む」ところへの帰還が含意されているからである。

こうして、「住む」とは時空的な関係的行為であり、そのなかには、能動的要素と受動的要素が含まれている。このことが理解できるならば、それぞれの要素から「住む」ことについての、さらに深い理解に至ることができる。

3. 「住む」ところと関係的空間

「住む」ことは、空間的行為である。空間に関係する行為、空間と一定の関係を結ぶ行為である。このとき、「空間」はさまざまなスケールで現れてくる。「住む」のは、家であり、地域であり、市町村であり、県であり、地方であり、国であり、地球である。わたしたちは、自分たちの「住む」ところを重層的なスケールで語り分ける。では、わたしたちは、それぞれの「住む」をどのように使いわけているのだろうか。

すくなくとも、国家による住宅政策の理念策定で視野に置かれていたのは、「家」であり、あるいは、街であった。この場合の街といっても、多様な機能が混在するような街ではなく、住宅だけの街、いわゆるニュータウンといった街のことであった。戦後の経済発展のもとで、住宅政策は、行政的施策の対象として、特定の空間を「住む」ための空間として特定し、そこに、「住む」ための機能を付与した。この場合、「住む」とは、主として家のうちにいることであり、仕事をするためにそこにいることではなかった。職住分離の政策のもとで「住む」ことは捉えられたのである。

だが、職業をもつ父親が職場に出かけたあと、残された妻（母親）は、子育てのために家に残り、子どもたちは、地域の小学校か、あるいは新しく団地につくられた小学校に通うことになった。「住む」ことが教育と結びつく場であった。

「住む」ところと「衣」と「食」を切り離すことはできない。団地には、マーケットがつくられたが、衣類を買うためには、ほとんどの場合、街にでなければならなかった。ニュータウンでは、多くの場合、食料品などの生活必需品だけが「住む」ことを可能にするために提供されたのである。

千里ニュータウンや多摩ニュータウンの例にもあるように、住民が高齢化し、あるいは、社会的環境が変化したために、ニュータウンの再生が緊急の課題となっている。1970年代の社会的ニーズによって捉えられた「住む」の意味が大きく変わってきているからである。小学校や中学校に通う子どもたちをもつ親にとっての「住む」と、子どもたちがひとり立ちしたあと、高齢化した人々にとっての「住む」ことの意味は大きく異なってきたのに、「住む」ことを可能にする空間構造は変化していないことが問題となっている。

このことが意味していたのは、ニュータウンの「住む」空間の設計が特定の歴史的背景

のもとでのデザインによって規定されてきたということである。言い換えれば、「住む」人びとの人生の全体像を踏まえた「住む」空間のデザインが行われていなかったということである。問われなければならないのは、人間にとって「住む」という行為の全体像であり、その全体像を踏まえた上での「住む」空間のデザインはどのようなものでなければならないかということである。あるいは、むしろ、空間のデザインというよりも、「住む」ことのデザインはどのようなものでなければならないかということであろう。「住む」ことのデザインによって、「住む」を実現するための空間的な構造が決定され、それによって空間のデザインが決まるからである。

ということは、「住む」とは、人生の一コマの情態ではなく、生まれてから死ぬまでの時間の全体との関係を含むものと考えなければならない。また、わたしたちは、生物としてこの地球の上に住むのであり、地球を離れることはできない。地球のごく薄い大気の中かの地表での空間との関係における行為が「住む」という行為なのである。とすれば、地球上の空間と人生の時間との関係の上で「住む」という行為を考えるべきだということになるであろう。切り離された特定の空間、限定された特定の時間のなかで考えられてきたのが、20世紀の「住む」であった。このことが意味するのは、「住む」という行為における関係的な要素を取り出しての概念化であったように思う。住むためには、空間的観点、時間的観点が必要であるということから、住むための空間、住むための時間を局所化した上で「住む」を構築した。住むための空間、住むための時間の極限から「住む」ことを構成するというプロセスをとってきたのである。それはちょうど、河川を治水と利水というコンセプトで捉えることによって、河川の多様な機能を排除してきたのと同様である。コンセプト優位の空間再編を行うことによって、人間の経験もまたそのようにコンセプト化されてしまった。

4. だれがどこに住むのか

「住む」は、時空的で関係的な行為であると述べてきた。その関係する相手とは、空間ということも指摘した。

ここで「住む」の主語はなにかということを考えてみたい。わたしたちは、「住む」の主語をいろいろに考えることができる。まず、わたしは、両親のこどもとしてこの地球上に住み始めたのであり、その意味で家族の一員として住み始めたのである。これは、「住む」というのは、「…とともに住む」「…と一緒に暮らす」ということでもある。もちろん、わたしは独りで暮らすこともできる。しかし、独りで暮らしはじめたわけではないし、独りで暮らしつづけることができるというわけではない。孤独死ということが話題になるように、孤独な暮らしは、それ自体大きな問題である。たとえ独りで住んでいても、地域社会

の一員として生きているのであるから、地域との関係が「住む」ということの本質に属する。すると、ここでは、「地域」は単なる空間を意味するのではなく、地域に暮らす人びととの関係を含んでいるということがわかる。

「住む」の主体をどのように考えるかによって、「住む」ことの意味が変わり、住まわれる空間の意味や構造も変わってくるのである。住むことは、じつは共に住むことでもある。

中国北京郊外に、東方太陽城というニュータウンが建設されている。共産主義政権が統治する中国であるが、資本主義経済は社会の奥まで入り込み、貧富の差が増幅されている。その象徴のように、東方太陽城は、定年退職した金持ちが優雅な老後を送るための空間として設計されている。ここでは、もっと若い世代も若干暮らすのであるが、主として高齢者で相当の財産をもつ人びとが空間を共有する。

東方太陽城は、北京郊外につくられた「桃源郷」である。裕福な層を対象に、週末を過ごし、また退職後には、そこで暮らすことを目標に広大な敷地と大きな住宅を中心として、文化施設も完備され、隣接する貧しい農村と際だったコントラストを示している。裕福な高齢者のための街というコンセプトによって囲い込まれた空間である。

特定のコンセプトによる意味づけによって価値を付与された空間が、その価値を認める人びとだけによって共有されるという構造は、高度経済成長期のニュータウンがよい例である。しかし、20年もたつと、そこは、老人だけが住む街になってしまう。コンセプトは、空間の構造を決定するだけでなく、そこに住む人びとの居住構造も、あるいは、行為の構造も決定することになる。とくに、行為としての「住む」ことから出発せず、住む場所としての「住宅」からデザインすることは、「住む」ことに含まれるさまざまな要素を排除してしまうのである。

太陽城には、会館といわれる建物があり、図書館、プール、スポーツジム、碁会所、ダンスホールなどが完備され、高齢者が老後を過ごすのにふさわしい施設がつけられている。

東方太陽城と対照的なのは、社会福祉法人愛知たいようの杜が名古屋郊外につくった特別養護老人ホーム、ゴジカラ村ケアハウス・雑木林館である。この施設は介護を必要とする老人のための施設であるが、その理念は、雑木林の「雑」にある。「雑」とは、「時間に追われない国」であるとして、「時間に追われる国」と対比する。

経済が優先し、利益第一主義の社会では何ごとにも効率が重んじられ、無駄は悪とされる。成員の役割が明瞭に分割され、定義されている。計画性が大切で、その計画は予定通りに消化されるべきものとされる。理屈に合うことだけが純粋に追及され、正解のみ価値が認められる。

吉田一平理事長はこれを「時間に追われる国」の尺度とし、一方でゴジカラ村を「時間に追われない国」と定義して、その運営の理念を次のように言う。

無駄があるところに楽しみがある。

いつもごちゃごちゃとしていて、役割が定められていないから、誰にも居場所がある。

計画が予定通りに進まないことは普通のことである。

未解決、未完成の状態はむしろ歓迎される。

正解はない、あるとしても一つではない。

要するに、高齢者にとっての「住む」は、特定のコンセプトによって構成された空間ではなく、多様な要素の混在する空間、高齢者の好奇心を刺激する空間である。この空間では、介護施設に隣接して保育園が設置されており、昼間はいつでも小さな子どもたちの歓声が満ちている。老人たちは、子どもたちの声と蝉の声のまじった環境・風土のなかで暮らすのである。と同時に、ここは、介護を学ぶ若者たちの勉強の場としてもデザインされ、老人たちは、20歳前後の若者たちと日常的に接するような空間構造となっている。

すでに見たように、近代の「住む」は、「住む」ための空間をコンセプトによってデザインし、そこに住まう人の行為を規定してきた。ニュータウンという空間は、とくに「住む」に特化した空間として、たとえば、「職」と切り離れた。ニュータウンで働かない女性は、「主婦」として、主に子どもたちのしつけ、教育を担当する役割を果たした。しかし、たとえば、昔ながらの商店街に住む人びとの「住む」空間は、「住む」のなかに、職業や教育やそのほか、さまざまな要素を含むものとなっている。職住分離という概念のもとで、「住む」を他の多様な行為から分離したのが20世紀であった。

東方太陽城のような空間デザインは、空間の囲い込みと深く関係している。空間再編のコンセプトのもとで空間をデザインすることによって、人間の行為をコントロールしようとする近代思想は、ディズニーランドのようなテーマパーク型の空間再編と共通の思想を持っていた。テーマパーク空間は、「遊ぶ」行為のための空間であり、「遊ぶ」ことを「住む」と対比することで、近代的な発想をさらに深く理解することができる。「住む」ことは一定の空間に長時間関係することであるが、これと対比的に「遊ぶこと」「旅をすること」は、日常的に関係する空間を離れることを意味しているからである。「遊ぶ」空間がどうデザインされているかを考えることで、「住む」ことの意味もまた明らかになる。

5. 住宅行政と「住む」のコンセプト

わたしは、日本の住宅政策から論じながら、「住む」ということの意味について考察し

てきた。このような論じ方は、現実的な行政プロセスに偏りすぎて、本来論じるべき課題を正しく捉ええないのではないかという疑問が生じるかもしれない。この疑問に対し、わたしは、「住む」の「価値構造」という観点から答えたいと思う。「住む」は、人間一人ひとりの行為の問題である。行為はめざすべき目的をもつ限りで、価値をもつ。価値とは、行為を動かす欲求の対象であり、一定の普遍性をもつ。それは実現可能な欲求の対象である場合もあり、あるいは、いまのところは実現不可能な願望の対象であることもある。それは行為の目的としての理念であり、また理想である。わたしたちは、その理想を個人で、あるいは社会において、特定の状況のなかで実現しようとする。実現されるものは、個々の行為であるか、具体的な対象であるか、あるいは社会的制度である。わたしたちは、理念を実現するために与えられた状況と制度のもとで自らの行為を選択するのである。

「住む」とは何かという問いが、住むという行為の目的とする理念に対する考察を含むとするならば、そして、その理念は何らかの社会的状況のうちで実現すべきものであるならば、現行の制度や変化しつつある制度に目を向け、その限界と可能性を問うことは、理念そのものを問うことと並んで、行為への問いにとって不可欠なはずである。

「住む」という行為は、人間一人ひとりの選択の対象となる行為であるとともに、社会的制度のなかで選択される行為でもある。その両者に目を向けて論じるとき、「住む」ことの相貌とその背後にある本質が現れてくる。したがって、「住む」ということのうちには、制度が不可欠な要素として含まれているのである。